

CHIBAちば

中小企業等に向けた 支援策ガイドブック

～新型コロナウイルス感染症・
原油等価格高騰対応～



令和4年8月

(令和4年8月1日時点)

※下線は7月号からの主な変更点です。

千葉県

(発行：商工労働部経済政策課)

はじめに

新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰等によって、本県の経済は大きな影響を受けています。特に、中小企業等においては、売上の減少やコストの増加などにより、資金繰りの悪化が懸念されます。

このため、県では、融資制度や経営相談体制の拡充、下請取引の振興など、中小企業者に寄り添った各種支援策の充実を図ってきました。

一方、コロナ禍で急速に進んだテレワークの普及や、デジタル社会の進展、世界的な潮流となっているカーボンニュートラルやSDGsの推進など、中小企業を取り巻く経営環境は大きく変容しており、これまでの事業のあり方を見直す転機となっています。

このような目覚ましく変化する社会経済環境においては、中小企業は、中長期的な視点に立って、新分野への参入や業態転換、生産性向上などに計画的に取り組むことが特に重要となっております。

本書では、中小企業等が、自身の経営方針に合った適切な支援策を活用し、持続的な事業継続と更なる成長を実現していただく際の力になれるよう、各種支援策をまとめて掲載しています。是非ご活用ください。



本冊子のポイント

- 中小企業等のお困りごとに対応した県の支援策の概要、お問い合わせ先を掲載
- いわゆる中小企業のほか、医療・福祉・農林水産業など、幅広い業種の支援策を掲載

厳しい経済情勢を踏まえ、県民の安全・安心や、経済の活性化に繋げるため、以下の基本的な考え方に立ち、支援策を実施します。

4つの原則

(1) 必要な人に必要なものを適切なタイミングで！

必要な支援策を臨機応変に検討するとともに、中小企業等の皆様に可及的速やかにご活用いただけるよう取り組みます。

(2) 国の施策と連携し、最大の相乗効果を！

県の支援策は、国の施策との役割分担を踏まえ国の支援策を補完したり、上乘せするなど、最大の相乗効果を実現することとします。

(3) 中小企業の新たな取組を支援します！

困難な状況にありながらも、ポストコロナの中長期的な視点に立ち、計画的に取り組む意欲を後押しし、新しい取組への支援を充実させます。

(4) 2つのフェーズに対応した切れ目のない支援を展開します！

「事業を維持・継続する」フェーズ、「更なる成長を実現する」フェーズと
いった、それぞれの段階に対応した切れ目のない支援策を実施します。

「事業を維持・継続する」フェーズ

《主な取組》

① 事業継続への支援

中小企業等の事業継続を支援するため、制度融資の充実などによる資金繰りを支援するとともに、事業継続に向けたチャレンジをサポートします。

また、今後の事業見通しが立てにくい中で、業績悪化を懸念し、後継者のいない経営者が事業継続を断念することを防ぐため、事業承継の支援等を行います。

② 雇用の維持への支援

雇用維持のため、中小企業が、休業手当に要した費用を助成する国の「雇用調整助成金」を円滑に利用できることが重要であり、必要に応じて、制度の柔軟な見直しについて国に要望していきます。

また、雇用維持に取り組む事業主に向け、一時的に事業活動が縮小した企業と人手不足等の企業との雇用シェアを活用した取組等を、関係機関と連携して実施していきます。

③ 感染拡大防止対策への支援

人の集まる店舗等においては、基本的な感染拡大防止対策に取り組むことが重要です。また、消費者の安心・安全を確保し、店舗等の利用を促すことは、県経済の回復に向けた第一歩となるため、感染防止に資する取組に対する支援を行います。

④ 失われた需要の回復に向けた支援

感染状況等を注視しながら、県内の旅行・宿泊商品の料金を割引く千葉とく旅キャンペーンなど、切れ目ない需要の喚起を行います。

「更なる成長を実現する」フェーズ

⑤ 新しいビジネスモデルの実現に向けた支援

社会経済が大きく変化する中、中小企業は、これまでの事業だけでなく、中長期的な視点に立って、計画的に今後の経営戦略を検討する必要性が増しています。

そこで、デジタル技術を活用した新製品・サービスの開発や、ビジネスモデルの構築、新分野への参入や事業・業態の転換、生産性向上等に向けた意欲的な取組を支援します。

⑥ 経営人材に関する支援

新型コロナウイルスの感染拡大を契機に、中小企業等の経営者は、様々な観点からの経営の点検や新たな挑戦が求められています。

そこで、経営者等に対する相談体制の充実や、地域における新たな経営人材の確保につながる後継者の確保など事業承継に関する支援を行います。

⑦ 地域資源を活用した商品開発等の支援

県産農林水産物や観光資源等の地域資源は地域の強みであり、地域活性化を進めていくための原動力となります。

そこで、県内中小企業による地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援するため、小売店等の商品ニーズと県内中小企業の生産・加工技術等をマッチングするとともに、消費者ニーズを捉えた商品改良につなげるためのテストマーケティング等を行います。

また、チーバくんを活用したロゴマークにより商品のPRを応援します。

目次

①事業継続への支援	1. 経営全般（事業継続など）について相談したい	
	(1) チャレンジ企業支援センター [県]	P 9
	(2) 下請取引振興事業 [県]	P 1 1
	2. 事業を継続したい	
	(1) 事業復活支援金 [国] 募集終了	P 5 5
	(2) 月次支援金 [国] 募集終了	P 5 5
	(3) 千葉県中小企業等事業継続支援金 [県] 募集終了	P 5 5
	(4) 飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第1～17弾) [県] 募集終了	P 5 5
	(5) 大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第1～6回) [県] 募集終了	P 5 5
	(6) 高収益作物次期作支援交付金 [国] 募集終了	P 5 5
(7) 生産活動活性化支援事業 [県] 募集終了	P 5 5	
(8) 千葉県中小企業再建支援金 [県] 募集終了	P 5 6	
(9) 農業労働力確保のための緊急支援事業 [県] 募集終了	P 5 6	
(10) 持続化給付金 [国] 募集終了	P 5 6	
(11) 家賃支援給付金 [国] 募集終了	P 5 6	
(12) 一時支援金 [国] 終了	P 5 6	
3. テレワークを導入したい		
(1) テレワーク導入支援 [県]	P 1 2	
(2) テレワーク相談センター [国]	P 1 3	
(3) 人材確保等支援助成金（テレワークコース） [国]	P 1 4	

①事業継続への支援	4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配 (1) 新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金 [県] P 1 5 (2) 制度融資 [県] P 1 6 (3) 農業経営負担軽減支援資金 [県] P 1 8 (4) 漁業経営維持安定資金 [県] P 1 9 (5) 畜産飼料価格高騰緊急対策事業 [県] P 2 0 (6) 特別利子補給制度 [国] P 2 1 (7) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付 [国] P 2 2 (8) 日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経融資 [国] P 2 3 (9) 商工中金による危機対応融資 [国] P 2 4 (10) 福祉医療機構による融資（福祉貸付事業・医療貸付事業） [国] P 2 5 (11) 新型コロナウイルス感染症対応特別資金 [県] 終了 P 5 6	
	5. 税金等の期限内の納付が困難 (1) 県税の納税猶予 [県] P 2 6 (2) 水道料金の支払猶予 [県] P 2 7 (3) 工業用水道料金及び経営負担金の徴収猶予 [県] P 2 8	
	6. 事業承継について相談したい (1) 事業承継支援緊急対策事業 [県] P 2 9 (2) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国] P 3 0	
	7. 雇用を維持したい (1) 雇用調整助成金の特例措置 [国] P 3 1 (2) 「雇用シェア」（在籍型出向）を活用した雇用維持の支援 [国] P 3 2 (3) 産業雇用安定助成金 [国] P 3 3 (4) 農業労働力確保緊急支援事業 [国] P 3 4 (5) 水産業労働力確保緊急支援事業 [国] P 3 5	
	②雇用維持への支援	

③ 感染拡大防止対策への支援	<p>8. 感染防止対策をしたい</p> <p>(1) 千葉県飲食店感染防止対策事業 [県] P 3 6</p> <p>(2) 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」適用店舗の登録制度 [県] P 3 8</p> <p>(3) 宿泊事業者による感染防止対策等支援事業 [県] 募集終了 P 5 6</p> <p>(4) 令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 [国] 募集終了 P 5 7</p> <p>(5) 医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 [県] 募集終了 P 5 7</p> <p>(6) 感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 [県] 募集終了 P 5 7</p> <p>(7) 介護サービス事業所における環境整備への助成事業 [県] 募集終了 P 5 7</p> <p>(8) 障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 [県] 募集終了 P 5 7</p> <p>(9) 在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業（事業者支援） [県] 募集終了 P 5 7</p> <p>(10) 地域公共交通臨時支援事業 [県] 募集終了 P 5 7</p> <p>(11) 地域公共交通感染防止対策補助事業 [県] 募集終了 P 5 8</p> <p>(12) 地域公共交通感染防止対策事業支援金 [県] 募集終了 P 5 8</p>		
	④ 失われた需要の回復に向けた支援	<p>9. 需要が低迷した食材の消費拡大を図りたい</p> <p>(1) 千葉県フェアの実施 [県] P 4 0</p> <p>(2) 千葉県農林水産物販売緊急対策協議会の取組 [県] 終了 P 5 8</p> <p>(3) 直売所フェアの開催 [県] 終了 P 5 8</p> <p>(4) 食べて応援！#買って応援！千葉県産米プレゼントキャンペーン [県] 終了 P 5 8</p> <p>(5) 水産物販売促進緊急対策事業 [県] 終了 P 5 8</p> <p>(6) 和牛肉等販売促進緊急対策事業 [県] 終了 P 5 8</p>	
		<p>10. 観光客・消費者を誘致したい</p> <p>(1) 千葉とく旅キャンペーン [県] P 4 1</p> <p>(2) G o T o トラベル [国] P 4 3</p> <p>(3) がんばろう！商店街事業（旧G o T o 商店街） [国] P 4 4</p> <p>(4) イベントワクワク割 [国] P 4 5</p> <p>(5) みんなで元気に！ちばの「おもてなし」提供事業 [県] 募集終了 P 5 9</p> <p>(6) サンキュー🍀ちばフリー切符販売事業 [県] 終了 P 5 9</p> <p>(7) 「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーン [県] 終了 P 5 9</p> <p>(8) G o T o イート [国] 終了 P 5 9</p> <p>(9) G o T o イベント [国] 終了 P 5 9</p>	

⑤新しいビジネスモデルの実現に向けた支援	1 1. 新しいビジネスモデルの実現に向けて投資したい	
	(1) ものづくり・商業・サービス補助（生産性革命推進事業）〔国〕	P 4 6
	(2) 持続化補助（生産性革命推進事業）〔国〕	P 4 6
	(3) I T導入補助（生産性革命推進事業）〔国〕	P 4 6
	(4) 事業承継・引継ぎ補助金（生産性革命推進事業）〔国〕	P 4 7
	(5) 中小企業等事業再構築促進事業〔国〕	P 4 8
	(6) 省エネ・再エネ型事業再構築・設備投資支援事業〔県〕	P 5 0
	(6)-1 ちば事業再構築チャレンジ補助金事業	P 5 0
	(6)-2 生産性向上のための設備投資補助事業	P 5 1
	(6)-3 脱炭素化緊急対策事業補助金	P 5 1
(7) 中小企業コロナ対策 事業再構築等支援事業〔県〕	終了 P 5 9	
(8) 新しい生活様式に向けた設備投資補助事業〔県〕	終了 P 6 0	
(9) 経営継続補助金（農林漁業者向け）〔国〕	募集終了 P 6 0	
⑥経営人材に関する支援	1 2. 海外輸出・サプライチェーン対策に向けて投資したい	
	(1) サプライチェーン対策のための国内投資促進事業〔国〕	募集終了 P 6 0
	(2) 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔国〕	募集終了 P 6 0
⑦地域資源を活用した商品開発等の支援	(3) 輸出用食品の製造施設等整備支援事業〔国〕	募集終了 P 6 0
	1 3. 後継者などの人材の確保について相談したい	
	(1) チャレンジ企業支援センター〔県〕	再掲 P 9
	(2) 事業承継支援緊急対策事業〔県〕	再掲 P 2 9
	(3) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター〔国〕	再掲 P 3 0
⑦地域資源を活用した商品開発等の支援	1 4. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい	
	(1) ちばのキラリ商品支援事業〔県〕	P 5 3
	(2) 「ちばのキラリ」ロゴマーク〔県〕	P 5 4

※上記は、中小企業等が使用できる支援策を掲載しています。

なお、国事業については、主な支援策を掲載しています。

1. 経営全般（事業継続など）について相談したい

（1）チャレンジ企業支援センター [県]

（公財）千葉県産業振興センター内に設置されている「チャレンジ企業支援センター」では、新型コロナウイルス感染拡大の影響への対応を含め、中小企業・小規模事業者の方々が、様々な相談できるよう、経営相談窓口を設置しています。

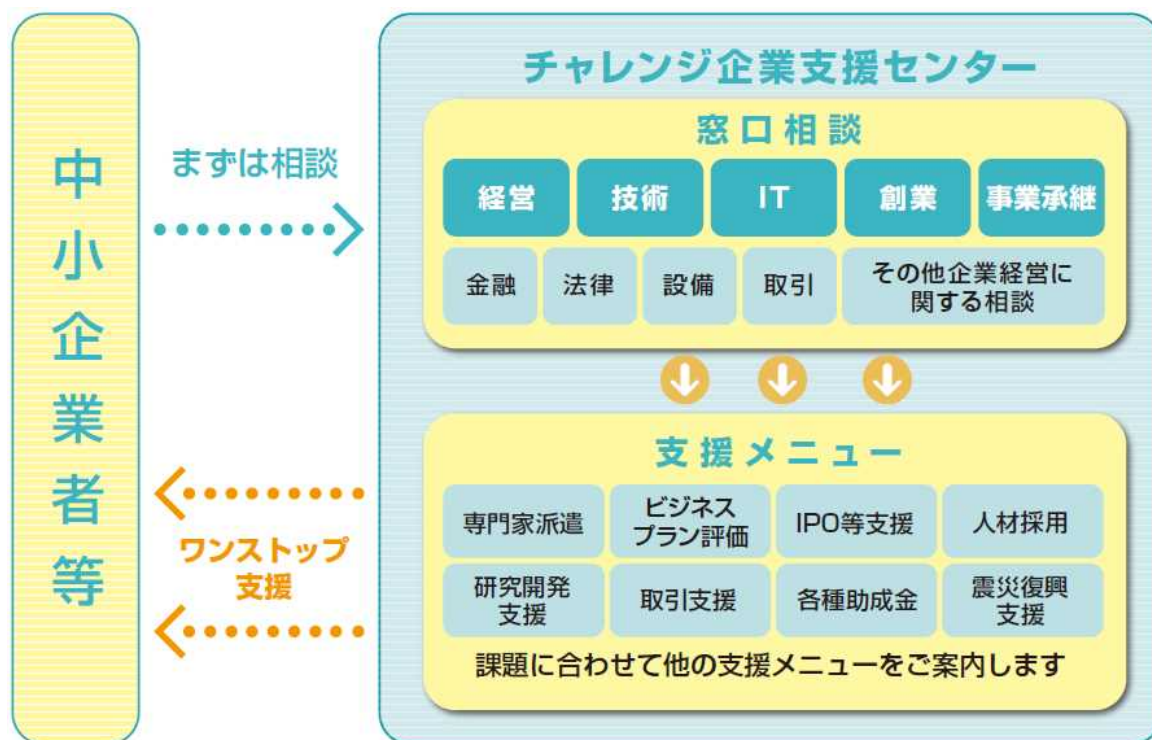
対象者

中小企業・小規模事業者

支援内容

○チャレンジ起業支援センター・経営相談窓口の設置

チャレンジ企業支援センターでは、新型コロナウイルスや原油価格高騰等の影響への対応の他、課題解決に役立つ支援メニューや、経営やIT、技術など様々な専門家をご案内しています。まずは、お気軽にご相談ください。

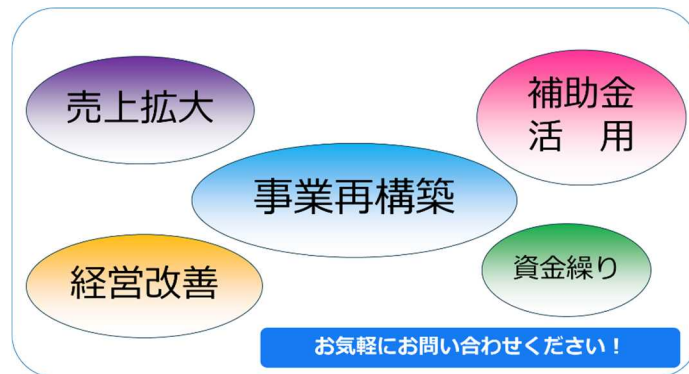


(次ページに続く)

○事業再構築支援事業

新型コロナ感染拡大によって売上減などの影響を受けた中小企業が、ポストコロナを見据え、長期的な視点に立って新分野への参入や業態転換、生産性向上などに計画的に取り組む場合、経験豊富な専門家を無料で最大10日間まで派遣します。

(主な支援対象)



(参考：国の事業再構築に関する補助制度について)

国では、新型コロナ感染症の影響が長期化し、中小企業者等による新分野展開、事業・業種転換等の事業再構築に意欲を持つ中小企業等の挑戦を支援するため、補助制度を設けています。

【中小企業】

補助率 1/2～3/4、補助額最大 1 億円

【中堅企業】

補助率 1/3～2/3、補助額最大 1 億 5,000 万円

※国の事業再構築補助金の詳細は「11(5) 中小企業等事業再構築促進事業」をご参照ください。

お問い合わせ先

URL : <https://www.cjic-net.or.jp/>



(公財) 千葉県産業振興センター

【電話番号】 043-299-2907

【受付時間】 午前9時から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

1. 経営全般（事業継続など）について相談したい

（2）下請取引振興事業 [県]

下請中小企業を支援するため、取引のあっせんを行うほか、各種相談助言を行います。

対象者

下請中小企業

※ 受注企業及び発注企業として登録できる者は、原則として製造業、修理業、サービス業（ソフトウェア等の情報成果物作成委託に限る）を引き続き6カ月以上営んでいる者で、機械設備能力等が妥当と認められる者。受注企業は下請中小企業振興法第2条に規定される中小企業。

支援内容

中小製造業に対して、取引先拡大と受注量確保を支援するため、受発注開拓員（専門指導員）が企業を巡回訪問し、製造委託に係る新規取引先企業の紹介あっせんを行うほか、取引・経営・技術等の相談対応やアドバイスを行います。

※ 企業登録及び受発注案件の紹介あっせんは無料です。



お問い合わせ先

千葉県産業振興センター 取引振興室

【電話番号】 043-299-2654

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/shitauke/soudanmadoguti.html>

3. テレワークを導入したい

(1) テレワーク導入支援 [県]

テレワーク導入に取り組む中小企業等を支援するため、希望する企業等に各分野の専門家を派遣しています。

対象者

新規にテレワーク導入を希望する県内中小企業等

※導入済みであっても、運用に課題があり、活用されていない場合も対象とします。

支援内容

- 専門家派遣（テレワークの専門家3回、労務管理の専門家2回、計5回まで）
- テレワークの社内試行に必要な機器等の貸出

主な相談例

- ・テレワークに適した業務の洗い出しやセキュリティ対策について
- ・労務管理の方法や就業規則の変更について など

【支援企業数】 10社（予定社数に達し次第、終了）

【利用料金】 無料

【オンライン相談】 相談内容やインターネット環境などの状況に応じて、派遣に代えてオンラインによる相談・支援を行うことも可能です。

お問い合わせ先

ちばの「新しい働き方」推進事業事務局（株式会社パソナ内）

【電話】 043-238-9865 【E-mail】 chiba-hatarakikata@pasona.co.jp

[参考]

千葉県働き方改革ポータルサイト <https://chiba-hatarakikata.com/>



働き方改革・テレワークのポイントや導入企業の事例、県内コワーキングスペースの情報などを掲載しています。

3. テレワークを導入したい

(2) テレワーク相談センター [国]

国が設置する「テレワーク相談センター」では、テレワーク時の労働時間や業務管理、システム環境など、テレワークに関する各種相談に応じるほか、労務管理や ICT に関するオンラインコンサルティングを無料で実施しています。

対象者

テレワーク導入予定企業、テレワーク実施企業

支援内容

- テレワーク導入・実施時の課題等に関する相談
- 労務管理や ICT に関するオンラインコンサルティング（無料・3回まで）
- 国の助成金に関する問い合わせ
- テレワーク活用事例の紹介、関連情報の提供

お問い合わせ先

テレワーク相談センター

<https://www.tw-sodan.jp/>

【電話番号】 0120-861009

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

【E-mail】 sodan@japan-telework.or.jp

3. テレワークを導入したい

(3) 人材確保等支援助成金（テレワークコース）〔国〕

良質なテレワークを制度として導入し、実施することにより、労働者の人材確保や雇用管理改善等の観点から効果をあげる中小企業事業主を支援します。

対象者

テレワーク勤務を新規に導入する中小企業事業主のほか、試行的に導入している又は試行的に導入していた中小企業事業主

支援内容

支給対象となる経費の範囲

1. 就業規則・労働協約・労使協定の作成・変更
2. 外部専門家によるコンサルティング
3. テレワーク用通信機器の導入・運用
4. 労務管理担当者に対する研修
5. 労働者に対する研修

受給額

【機器等導入助成】

- 1 企業あたり、支給対象となる経費の 30%
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・ 1 企業あたり 100 万円
 - ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円

【目標達成助成】

- 1 企業あたり、支給対象となる経費の 20%
〈生産性要件を満たす場合 35%〉
※ただし以下のいずれか低い方の金額を上限とする。
 - ・ 1 企業あたり 100 万円
 - ・ テレワーク実施対象労働者 1 人あたり 20 万円

お問い合わせ先

実施期間・支給要件等の詳細は、厚生労働省ホームページを御参照ください。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/telework_zyosei_R3.html

千葉労働局 雇用環境・均等室

【電話番号】 043-306-1860

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（1）新型コロナウイルス感染症対応伴走支援資金〔県〕

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者が、金融機関の継続的な伴走支援を受けながら経営改善等に取り組む場合に利用できる融資制度です。

対象者

- ①新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、経営安定関連保証4号・5号のいずれかの認定を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した方
- ②新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方で、売上減少要件の確認を受け、かつ、経営行動に係る計画を策定した方

支援内容

信用保証協会に支払う保証料の一部について、国による補助が受けられます。

- 【融資限度額】 6,000万円
- 【融資期間】 10年以内（うち元金据置期間5年以内）
- 【融資利率】 1.0%～1.7%（保証の種類、融資期間により異なります）
- 【保証料率】 ①0.85%（保証料補助後0.2%）
②0.45%～1.9%（保証料補助後0.2%～1.15%）
- 【担保】 必要に応じて徴求
- 【保証人】 代表者は一定要件（①法人・個人分離、②資産超過）を満たせば不要（代表者以外の連帯保証人は原則不要）
- 【備考】 原則として四半期に1回、計画の実行状況等について金融機関に報告をする必要があります

お問い合わせ先

融資については、取扱金融機関に直接お申込みください。

取扱金融機関については、
県ホームページをご覧ください。



制度全般について：千葉県商工労働部経営支援課

【電話番号】 043-223-2707

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（2）制度融資【県】

中小企業者等の資金調達を支援するための低金利・長期・固定が特徴の融資が可能です。

対象者

- ・ 県内で事業を行う中小企業者（個人、会社、NPO 法人等）、創業者及び組合等の方
- ・ 信用保証協会の保証対象業種を営んでいる方（農林漁業・金融業等は対象外）

支援内容

セーフティネット資金（一般枠）

【融資条件】 最近3か月又は6か月の売上高が直近3年間のいずれかの同期と比べ3%以上減少していること。

【資金使途】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 8,000万円

【融資利率】 1.1%～1.7%（融資期間により異なります）

【保証料率】 0.4%～1.85%

セーフティネット資金（市町村認定枠4号・5号）

【融資条件】 売上高等の減少について、市町村長の認定が必要。

4号：最近1か月の売上が前年同期比で20%以上減少し、その後2か月も同様の見込みであること。

5号：最近3か月の売上が前年同期比で5%以上減少していること（国指定業種のみ対象）。

【資金使途】 運転資金及び設備資金

【融資限度額】 8,000万円

【融資利率】 1.0%～1.4%（融資期間により異なります）

【保証料率】 4号：0.75% 5号：0.63%

（次ページに続く）

サポート短期資金（小口零細企業保証枠）

【融資条件】 業歴が1年以上の小規模企業者の方で、かつ信用保証協会の保証債務残高の合計が2,000万円以内のもので一時的な運転資金を必要としていること。

【資金使途】 運転資金

【融資限度額】 1,200万円

【融資利率】 1.0%

【保証料率】 0.45%～2.15%

(※) その他、「事業資金（一般枠）」など、様々な融資資金があります。

(※) 一般枠、市町村認定枠4号・5号は、併せて利用可能。

お問い合わせ先

融資の申込先 : 取扱金融機関、商工会議所、商工会、中小企業団体中央会

県制度融資の内容 : 千葉県商工労働部経営支援課 (TEL : 043-223-2707)

信用保証制度の内容 : 千葉県信用保証協会 本店 (TEL : 043-221-8111)

松戸支店 (TEL : 047-365-6010)

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（3）農業経営負担軽減支援資金 [県]

意欲と能力を有しながら、負債の償還が困難となっている農業者に対し、その障害となっている既往債務の負担軽減を図るのに必要な資金を融資する。

対象者

農業者

支援内容

既往債務の借換えの融資を国の補助と合わせて実質無利子で受け取れます。

【利子補給額】 年利 1.8%以内の利子相当額

【融資期間】 10年（うち据置3年）以内

（※）特に必要があると認められる場合は、15年以内

【無利子期間】 当初5年

制度資金の概要

【融資機関】 農業協同組合、農林中央金庫、銀行、信用金庫、信用組合

【資金使途】 営農に必要な資金を借り受けたために生じた負債の借り換え

（※）制度資金については、貸付利率が5.0%を超えるものが対象

【貸付利率】 県ホームページの農業資金別貸付条件一覧表をご覧ください。

【貸付限度額】 営農負債の額

お問い合わせ先

農林水産部団体指導課経営支援室

【電話番号】 043-223-3075

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（４）漁業経営維持安定資金〔県〕

漁業経営が困難である中小漁業者が、債務の整理を行うために緊急に必要な資金を低利で供給するため融資する。

対象者

漁業経営再建計画を作成し、都道府県知事（遠洋かつお、まぐろ漁業、遠洋底びき網漁業については農林水産大臣）の認定を受けた者

支援内容

既往債務の借換えの融資を国の補助と合わせて実質無利子で受け取れます。

- 【利子補給額】 年利 1.8%以内の利子相当額
- 【融資期間】 10年（うち据置3年）以内
（※）特に必要があると認められる場合は、15年以内
- 【無利子期間】 当初5年

制度資金の概要

- 【融資機関】 東日本信用漁業協同組合連合会（信漁連）等
- 【資金使途】
 - （１）返済期到来後未返済となっている債務
 - （２）返済期未到来の債務のうち、期限延長、借換え等により実質的に延滞又は固定化しているとみなされる債務
 - （３）その他の債務で次に掲げるもの
 - ア 賃金、退職金の未払債務
 - イ 金融機関以外の者からの借入金
 - ウ 漁業（漁業関連事業を含む。）に関する債務について引受けた保証債務又は連帯債務であって、主たる債務者又は他の連帯債務者の倒産等により履行を必要とされているもの
 - エ その他知事が漁業経営の再建を図るために整理することが特に必要であると認めた債務
- 【貸付利率】 県ホームページの水産資金別貸付条件一覧表をご覧ください。
- 【貸付限度額】 漁業種類や漁船規模により異なります。（4000万円～4億円）

お問い合わせ先

農林水産部団体指導課経営支援室

- 【電話番号】 043-223-3075

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（5）畜産飼料価格高騰緊急対策事業 [県]

ウクライナ情勢等に伴う輸入原料価格高騰により、経営に著しい影響を受けている畜産農家等に対して、配合飼料及び粗飼料の購入に要した経費に係る緊急・臨時的な支援金の給付を行う。

対象者

(1) 配合飼料緊急支援事業補助金

令和4年度当初に配合飼料価格安定制度に加入している県内の畜産農家

(2) 粗飼料緊急支援事業補助金

県内の酪農家及び肉用牛農家

支援内容

(1) 配合飼料緊急支援事業補助金

【補助額】

配合飼料の令和4年度当初契約数量1トン当たり600円

【申請先】

一般社団法人千葉県配合飼料価格安定基金協会、千葉県酪農農業協同組合連合会
全国農業協同組合連合会千葉県本部、公益社団法人千葉県畜産協会
一般社団法人千葉県農業協会

(2) 粗飼料緊急支援事業補助金

【補助額】

乳用牛1頭当たり5,000円

肉用牛1頭当たり1,000円

【申請先】

千葉県酪農農業協同組合連合会、公益社団法人千葉県畜産協会

お問い合わせ先

農林水産部畜産課環境飼料班

【電話番号】043-223-2943

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（6）特別利子補給制度【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、実質無利子の融資をしています。

対象者

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫等の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」・「危機対応融資」等の特別利子補給の対象となる貸付により借入を行った中小企業者で、申込時点の最近1か月、その翌月若しくはその翌々月の売上高又は最近1か月から遡った6か月間の平均売上高と前4年のいずれかの年の同期と比較して、以下の要件を満たす方

- ①個人事業主（事業性のあるフリーランス含み、小規模に限る）：要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）：売上高▲15%減少
- ③中小企業者（上記①②を除く事業者）：売上高▲20%減少

支援内容

最長3年間分の利子相当額を一括で助成。

公庫等の既往債務の借換も実質無利子化の対象となります。

【期間】 借入後当初3年間（最長）

【補給対象貸付上限額】 中小事業・商工中金等3億円、国民事業6,000万円

（※）利子補給上限額は新規融資と公庫等の既往債務借換との合計金額

お問い合わせ先

特別利子補給制度ホームページ

<https://tokubetsu-riho.jp>



（独）中小企業基盤整備機構 新型コロナウイルス感染症特別利子補給制度事務局

【電話番号】 0570-060515

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日含む）

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（7）日本政策金融公庫の新型コロナウイルス感染症特別貸付【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、特別利子補給制度を併用することで、実質無利子の融資をしています。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方で、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

- ①最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高（業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - ア 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高
 - イ 令和元年12月の売上高
 - ウ 令和元年10月～12月の売上高平均額

支援内容

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。日本公庫の既往債務の借換も可能。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転20年以内（うち据置期間5年以内）

【融資限度額】 中小事業6億円、国民事業8,000万円

【金利】 当初3年間 基準金利から0.9%引き下げ
4年目以降 基準金利

【利下げ限度額】 中小事業3億円、国民事業6,000万円

お問い合わせ先

日本政策公庫事業資金相談ダイヤル

【電話番号】 0120-154-505

【受付時間】 午前9時から午後5時まで（土・日・祝日除く）

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（8）日本政策金融公庫の新型コロナウイルス対策マル経融資【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、特別利子補給制度を併用することで、実質無利子の融資をしています。

対象者

最近1か月間の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している又はこれと同様の状況にある小規模事業者の方

支援内容

小規模事業者経営改善資金融資（通称：マル経）は、商工会議所・商工会・都道府県商工会連合会の経営指導員による経営指導を受けた小規模事業者に対して、日本政策金融公庫等が無担保・無保証人で融資を行う制度。

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた特例措置

新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少した小規模事業者の資金繰りを支援するため、別枠1,000万円の範囲内で当初3年間、通常の貸付金利から▲0.9%引下げする。加えて、据置期間を運転資金で3年以内、設備資金で4年以内に延長する。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【融資限度額】 別枠1,000万円

【金利】 経営改善利率より当初3年間、▲0.9%引下げ

【利下げ限度額】 「新型コロナウイルス感染症特別貸付」、「生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付」および「新型コロナウイルス対策衛経」との合計で6,000万円。

お問い合わせ先

日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店

または、お近くの商工会・商工会議所

（※）経済産業省 HP 特設ページ内の「新型コロナウイルスに関する経営相談窓口一覧」又は右の2次元コードよりご確認ください。



4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（9）商工中金による危機対応融資【国】

国は、新型コロナウイルス感染症の拡大により一時的に業況悪化している方を対象に、特別利子補給制度を併用することで、実質無利子の融資をしています。

対象者

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次の①または②のいずれかに該当する方で、中長期的に業況が回復し発展が見込まれる方

- ①最近1か月の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合等は、直近1か月の売上高又は過去6か月（最近1か月を含む。）の平均売上高（業歴6か月未満の場合は、開業から最近1か月までの平均売上高）が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - ア 過去3か月（最近1か月を含む。）の平均売上高
 - イ 令和元年12月の売上高
 - ウ 令和元年10月～12月の売上高平均額

支援内容

信用力や担保に依らず一律金利とし、融資後の3年間まで0.9%の金利引き下げを実施。据置期間は最長5年。商工中金による危機対応融資の既往債務の借換えも可能。

【資金使途】 運転資金、設備資金

【担保】 無担保

【貸付期間】 設備20年以内、運転20年以内（うち据置期間5年以内）

【融資限度額】 6億円

【金利】 当初3年間 基準金利から0.9%引き下げ
4年目以降 基準金利

【利下げ限度額】 3億円

お問い合わせ先

商工組合中央金庫相談窓口

【電話番号】 0120-542-711（平日）

4. 経営（資金繰りや金融機関等への返済等）が心配

（10）福祉医療機構による融資【国】

独立行政法人 福祉医療機構では、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の継続に支障が出た福祉・医療事業者を対象に経営資金等の優遇融資を実施しています。

対象者

- ① 福祉貸付事業（経営資金）：当貸付事業の融資対象施設を運営している事業者
- ② 医療貸付事業（長期運転資金）：病院、老健、介護医療院、診療所、助産所、医療従事者養成施設等を運営している事業者

いずれも、新型コロナウイルスの感染等当該施設の責に帰することができない理由により事業の継続に支障が出た場合。

支援内容

	福祉貸付事業*	医療貸付事業**
貸付金の限度額	なし	4千万円（5千万円）～ 7.2億円（10億円） 種類により異なる
貸付利率	当初5年間：6千万円 （1億円）まで無利子 （超えた部分は0.3%） 6年目以降：0.3%	当初5年間：施設や役割 により異なる額まで無利子 （超えた部分は0.3%） 6年目以降：0.3%
無担保貸付	6千万円（1億円）まで	4千万円（5千万円）～ 3億円（6億円） 種類により異なる
償還期間【据置期間】	15年以内【5年以内】	15年以内【5年以内】

*（ ）は感染者が出たことによる休業等により減収となった入所施設（地域密着型を除く）

**（ ）は前年同月より医業収益が30%以上減少した月が1月以上ある医療機関

お問い合わせ先

福祉貸付専用窓口 【電話】 0120-343-862（受付時間：平日 午前9時から午後5時まで）

医療貸付専用窓口 【電話】 0120-343-863（受付時間：平日 午前9時から午後5時まで）

5. 税金等の期限内の納付が困難

(1) 県税の納税猶予 [県]

一定の要件に該当し、県税を一時に納付することができない場合には、申請により、一年以内の期間に限り、県税の徴収や財産の換価が猶予される制度があります。申請する際には、事前に管轄の県税事務所に電話でご連絡ください。

徴収猶予

災害、病気、事業の休廃業等によって、県税を一時に納付することができないと認められる場合は、申請により徴収猶予を受けることができます。

申請による換価の猶予

県税を一時に納付することによって、事業の継続や生活の維持を困難にする恐れがあり、かつ、納税に対する誠実な意思を有すると認められる場合は、納期限から6か月以内に申請することにより、換価の猶予を受けることができます。

申請手続等

- 申請書のほか、収入・支出や現預金の状況が分かる資料等を提出していただきます。
- 原則として担保の提出が必要となります。

お問い合わせ先

詳細については、管轄の県税事務所に電話でお問い合わせください。

5. 税金等の期限内の納付が困難

(2) 水道料金の支払猶予【県】

新型コロナウイルス感染症の影響により、千葉県営水道（千葉県企業局）料金のお支払いが困難な方は、申請により当面の間、支払を猶予します。

対象者

千葉県営水道（千葉県企業局）をご契約されているお客様

【千葉県営水道（千葉県企業局）の給水区域は、千葉市、船橋市、松戸市、習志野市、市原市、成田市、印西市、白井市の一部と市川市、浦安市、鎌ヶ谷市の全域です。】

支援内容

水道料金を当面の間、支払を猶予します。

【申請方法】

管轄の水道事務所・支所(※1)に御相談の上、猶予の申請をされる場合、千葉県営水道（千葉県企業局）のホームページ(※2)から申請様式をダウンロードし、必要事項を記載のうえ管轄の水道事務所・支所(※1)へ郵送してください。

※1 【管轄の水道事務所・支所】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/s-jimusho/index.html>



※2 【千葉県営水道のホームページ】

<https://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/gyoumu/ryoukin/oshiharai.html>



お問い合わせ先

管轄の水道事務所・支所にお電話でご相談ください。

5. 税金等の期限内の納付が困難

(3) 工業用水道料金及び経営負担金の徴収猶予 [県]

新型コロナウイルス感染症の影響により、工業用水道料金及び経営負担金のお支払いが困難な方は、申請により、徴収を猶予します。

対象者

工業用水の受水企業

支援内容

新型コロナウイルス感染症の影響により、受水企業が納入期限までに工業用水道料金等を支払うことができない場合、徴収を猶予します。(猶予期間中は延滞金はかかりません。)

(※) 猶予期間は原則として次期納入期限(約1月間)まで(再申請可。期間について応相談。)

(※) 原則として納入期限の7日前までに下記問い合わせ先に申請が必要です。

お問い合わせ先

企業局工業用水部工業用水管理課経営改善室

【電話番号】 043-307-1686

6. 事業承継について相談したい

(1) 事業承継支援緊急対策事業 [県]

新型コロナウイルス感染症の影響拡大により、事業継続意欲が失われている中小企業の事業承継を促進するため、専門家による中小企業への直接訪問支援を行います。

対象者

後継者がいない高齢の中小企業の経営者

支援内容

事業内容

- 専門家が直接訪問し、事業の現況確認と、今後の経営への助言を行います。
- 経営者自らの気づきを促し、事業承継が必要な経営者を「千葉県事業承継・引継ぎ支援センター」の専門相談窓口へつなげます。

お問い合わせ先

商工労働部経営支援課

【電話番号】 043-223-2712

6. 事業承継について相談したい

(2) 千葉県事業承継・引継ぎ支援センター [国]

事業引継ぎに関する様々な課題解決を支援する公的相談窓口です。中小企業の事業承継の実務に精通した専門家が秘密厳守の上、相談対応を行っています。相談は無料です。

対象者

後継者不在などで事業の存続に悩みを抱える中小企業・小規模事業者の方

支援内容

相談の流れ

(1) 申込み・受付

「相談申込書」をFAXまたは電子メールにて送付（左記の方法が困難な場合は、電話による申込みも可）。申込書の到着確認後、担当者から電話により、日程調整を行う。

(2) 窓口相談

センターの窓口に来所し、相談員が会社の状況や経営者の意向を確認の上、事業実態の把握や具体的な課題を抽出し、親族内承継、第三者承継、M&Aなどの事業引継ぎに関わる様々な選択肢を提示する。また、顧客の選択した内容に応じて、支援機関の紹介を行う。

(3) 事業引継ぎ支援

相談の結果、M&Aなどによる第三者への事業の引継ぎを希望される場合は、M&Aの可能性や課題に対する助言、またM&A交渉に必要な資料の作成を支援し、M&A支援会社・金融機関などへの橋渡しを行い、場合によっては各種専門家の紹介を行う。

お問い合わせ先

千葉県事業承継・引継ぎ支援センター

千葉県千葉市中央区中央 2-5-1 千葉中央ツインビル 2 号館 12 階

【電話番号】 043-305-5272

【FAX】 043-305-5273

【E-mail】 hikitsugi@chiba-cci.or.jp

7. 雇用を維持したい

(1) 雇用調整助成金の特例措置 [国]

国は、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、労働者に対して一時的に休業等を行い、雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成しています。

対象者

- 以下の条件を満たす新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主（全業種）
- (1) 最近1か月間の売上高または生産量などが前年同月比5%以上減少している
 - (2) 労使間の協定に基づき休業などを実施し、休業手当を支払っている

支援内容

新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置が講じられています。

(1) 特例措置の主な内容

- ① 休業手当に対する助成率を引き上げ
- ② 解雇等行わない場合、助成率の上乗せ
- ③ 対象労働者1人1日当たりの助成額上限を引き上げ
- ④ 教育訓練を実施した場合の加算額の引き上げ（中小企業2,400円、大企業1,800円）
- ⑤ 雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象
- ⑥ 1年間に100日、3年間で150日の支給限度日数とは別枠で利用可能
- ⑦ 雇用保険被保険者でない労働者の休業も対象（緊急雇用安定助成金）

以上の他、いくつかの特例があります。

(2) 特例措置の適用期間・助成内容

令和4年9月までの特例措置の内容は以下のとおりです。

【中小企業の特例措置のみ抜粋（括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合）】

	令和4年 1・2月	令和4年 3～9月
原則的な措置	4/5 (9/10) 11,000円	4/5 (9/10) 9,000円
地域特例 (※1)	4/5 (10/10)	
業況特例 (※2)	15,000円	

※1 緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主。

※2 生産指標が最近3か月の月平均で前年、前々年又は3年前同期比30%以上減少の全国の事業主。

【ご注意】 詳細及び最新情報は厚生労働省ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

またコールセンターでも雇用調整助成金に関するお問い合わせに対応しています。

【電話番号】 0120-60-3999（受付時間 午前9時から午後9時まで（土・日・祝日含む））

7. 雇用を維持したい

(2) 「雇用シェア」(在籍型出向) を活用した雇用維持の支援 [国]

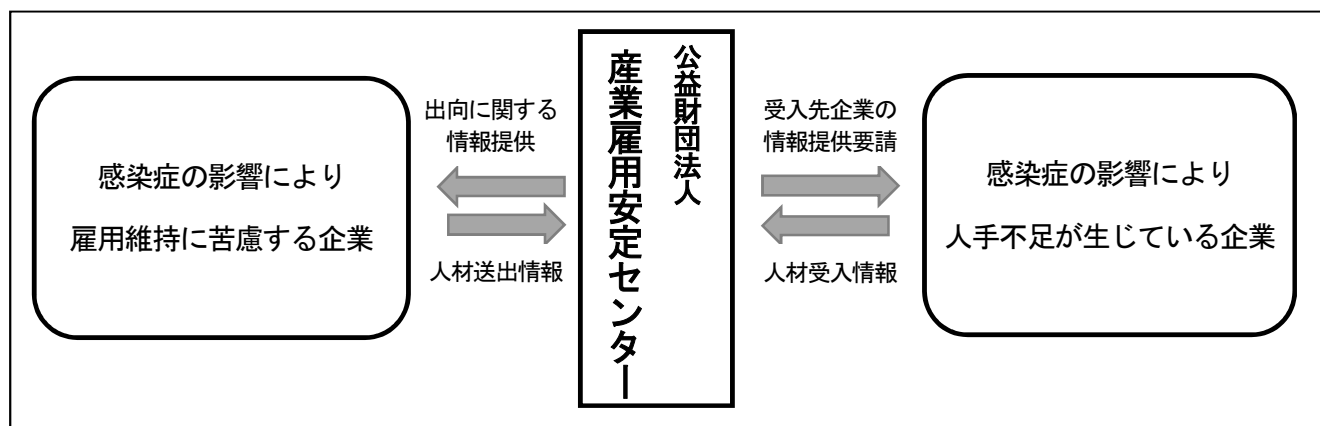
(公財) 産業雇用安定センターでは、新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に事業活動が縮小した企業が従業員の雇用を守るため、人手不足などの企業との間で「雇用シェア」(在籍型出向) を活用しようとする場合に、双方の企業に対して出向のマッチングを無料で行っています。

対象者

雇用保険の加入事業者

支援内容

コンサルタントが人材送出企業と人材受入企業を訪問し、マッチングが円滑に進むよう人事担当者等への助言や各種支援を行うとともに、登録される求職者へもきめ細かくカウンセリングやアドバイスを行います。費用は無料です。



お問い合わせ先

(公財) 産業雇用安定センター 千葉事務所 【電話番号】 043-216-3670

千葉県商工労働部雇用労働課

【電話番号】 043-223-2767

7. 雇用を維持したい

(3) 産業雇用安定助成金 [国]

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持する場合に、出向元と出向先の双方に対して、その出向に要した賃金や経費の一部が助成されます。

対象者

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされたため、労働者の雇用維持を目的として在籍型出向により労働者（雇用保険被保険者）を送り出す事業主（出向元事業主）
- ② 当該労働者を受け入れる事業主（出向先事業主）
 - ・出向期間終了後は元の事業所に戻って働くことが前提です。

支援内容

① 出向運営経費

出向元事業主および出向先事業主が負担する賃金、教育訓練および労務管理に関する調整経費など、出向中に要する経費の一部を助成。

		中小企業	中小企業以外
助成率	出向元が労働者の解雇などを行っていない場合	9 / 10	3 / 4
	出向元が労働者の解雇などを行っている場合	4 / 5	2 / 3
上限額（出向元・先の計）		12,000円/日	

② 出向初期経費

就業規則や出向契約書の整備費用、出向元事業主が出向に際してあらかじめ行う教育訓練、出向先事業主が出向者を受け入れるための機器や備品の整備などの出向の成立に要する措置を行った場合に助成。

	出向元	出向先
助成額	各10万円/1人当たり（定額）	
加算額（※）	各5万円/1人当たり（定額）	

※出向元事業主が雇用過剰業種の企業や生産性指標要件が一定程度悪化した企業である場合、出向先事業主が労働者を異業種から受け入れる場合について、助成額の加算を行います。

★令和3年8月1日から、新たに助成金の対象が拡充されました。

独立性が認められない子会社間などの事業主間で実施される出向についても、要件を満たした場合は対象になります。（出向初期経費助成は支給されません。）

出向運営経費	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
上限額（出向元・先の計）	12,000円/日	

※詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。下記にお問い合わせください。

お問い合わせ先

最寄りの都道府県労働局またはハローワークへ

千葉労働局 職業対策課

【電話番号】043-221-4393

7. 雇用を維持したい

(4) 農業労働力確保緊急支援事業 [国]

国は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足の農業経営体が、代替人材を雇用等する際に必要となる掛かり増し経費や求人活動に要する費用の一部を助成します。

対象者

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により人手不足となっている農業事業者
ただし、代替人材雇用によるかかり増し経費支援は、下記(1)、(2)の要件を併せて満たすことが必要です。

- (1) 代替人材と原則7日間以上の雇用契約を締結している（作業委託の場合は、日数は要件としない）。
- (2) 「農業／畜産事業者における新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業継続に関する基本的なガイドライン」に準拠した対策を実施している。

支援内容

1. 代替人材雇用によるかかり増し経費支援

以下のうち、予定していた人員に係る経費としてあらかじめ見込んでいたものを除いた経費（掛かり増し経費）。

- (1) 交通費 1人当たり1か月につき3万円以内。
- (2) 宿泊費 新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費又は借上料。
1人当たり1泊6,000円以内、かつ1か月10万円以内。
- (3) 保険料 代替人材に係る労働保険料のうち雇用主負担分及び傷害保険料。
- (4) 賃金 1時間につき500円以内。1日につき10時間以内。
- (5) 農作業委託料・人材派遣料・紹介料
- (6) 研修費 農業経験のない代替人材に対し研修を実施する場合の経費。
1時間につき2,400円。経営体当たり、研修生3人までは1か月に
つき20万円以内、研修生4人以上は1か月につき30万円以内。
研修生は、1か月以上当該経営体で働く意思があること。

2. 求人活動に要する経費支援（補助率：1/2以内）

求人情報の掲載、求人チラシの製作、求人マッチングに要する経費

お問い合わせ先

申請サイト

農業労働力確保緊急支援事業専用ウェブシステム (<https://for-farmer.jp/>)

全国農業会議所

【直通番号】0120-150-055 【受付時間】9:00~17:00（土・祝日を除く）

【メールアドレス】info@for-farmer.jp

事業の詳細

農林水産省ホームページ（農業労働力確保緊急支援事業）



7. 雇用を維持したい

(5) 水産業労働力確保緊急支援事業 [国]

国は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による人手不足を解消するため、漁業や水産加工業において、地域の作業経験者等の代替人材の雇用や、遠洋漁船において外国人船員の確保が困難な場合に現在雇用している外国人船員を継続雇用する際に必要となる賃金等の掛かり増し経費の一部を助成します。

要件

1. 人材確保支援

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により、当初受入を予定していた外国人技能実習生等が入国できなかったこと等により、人手不足となった経営体であること。
- (2) 当初受入を予定していた外国人技能実習生等の代わりに雇用した地域の作業経験者等の人数が、(1)により人手不足となった人数と同じか少ないこと。
- (3) 外国人技能実習生等に支払う予定であった賃金と、代わりに雇用した地域の作業経験者等の賃金の差額の範囲内の額が計上されていること。

- ##### 2. 遠洋漁業の船員対策事業
- 船員の雇用（継続雇用を含む）、船員配乗のための航行・移動及び乗船前の船員の隔離待機が新型コロナウイルスの感染拡大による規制等によりやむを得ないものと認められる場合であること。

支援内容

- ##### 1. 人材確保支援
- 助成の対象となる経費は次の通りで、助成率は定額。

- ・当初受入を予定していた外国人技能実習生等の賃金と、当該実習生の代わりとして、地域の作業経験者等の国内人材を雇用する際の賃金の差額（国費は1時間につき500円以内、1日につき10時間以内）
- ・地域の作業経験者等の国内人材を雇用する際の傷害保険料（国費は1人2,000円/月を上限。）
- ・交通費（1人当たり3万円/月以内。ただし、国が認めた場合に限る。）
- ・都市部とのマッチングによる人材確保に必要な、経営体が新たに手配した宿泊施設又は借上住居に係る宿泊費や借上料（国費は1人につき6,000円/日、かつ100,000円/月を上限）

- ##### 2. 遠洋漁業の船員対策事業
- 助成の対象となる経費は次の通りで、助成率は1/2以内。

- ・既存の外国人船員等をドック等により操業を行っていない間も雇用する場合に必要なとなった賃金
- ・操業再開にあたり通常の外国人船員に代えて日本人船員を一時雇用（原則、3ヶ月以内。）した場合に必要なとなった賃金の差額
- ・操業再開にあたり新たに外国人船員を乗船させるため必要となった航行の燃油費
- ・90日を超えて外国で漁船を係留した場合にあっては、操業再開にあたり外国人船員を乗船させるために必要となった旅費
- ・操業再開にあたり新たに外国人船員を乗船させる際の隔離待機に要した宿泊費

お問い合わせ先

水産庁漁政部企画課 (03-6744-2340)
水産庁漁政部加工流通課 (03-6744-2349)
水産庁資源管理部国際課 (03-6744-2364)

8. 感染防止対策をしたい

(1) 千葉県飲食店感染防止対策事業 [県]

感染防止対策と経済の両立を目指し、飲食店の感染防止対策を促進するため、飲食店における対策を県が認証する制度を、県内全域で実施します。

対象者

千葉県内の飲食店（テイクアウト・デリバリー型は除きます）

事業内容

(1) 認証店

①認証基準

専門家の意見等を反映し、業種別ガイドライン等よりも厳しい対策を求める基準としています。

<厳しい基準項目例>

- ・「建築物衛生法の対象施設に限らずCO₂（二酸化炭素）濃度が1000ppm以下であることを確認したうえで、定期的に記録すること」を必須項目
- ・「従業員に対する業務前体調管理」、「換気の詳細の図示」等の4つの選択項目を設定し、そのうち3項目以上を必須

②手続き等

飲食店からの申請に基づき、実際に取り組状況を確認し、県が作成した認証基準を満たした店舗に認証ステッカーを交付します。その後も継続して対策が取られているかを確認します。

※感染症対策が十分でない場合は、認証を取り消すことがあります。

③認証支援等

<補助制度等>

- (ア) 認証店について、県ホームページへの掲載などにより、高いレベルの対策が講じられていることを周知します。
- (イ) 認証に必要な設備の整備費用について、補助金(上限30万円)を活用できます。
 - …補助対象：アクリル板、CO₂（二酸化炭素）濃度測定器、加湿器等
 - …補助率：10/10また、必要な機械工事の費用について、補助金(上限70万円)を活用できます。
 - …補助対象：換気設備工事、自動水栓、人感センサー付き照明、洋式トイレ改修等
 - …補助率：3/4
- (ウ) ウィズコロナ社会における店舗診断・レイアウト改善、営業戦略立案等について、専門家の助言を受けることができます。

(次ページに続く)

お問い合わせ先

専用窓口 千葉県飲食店認証事務局

【電話番号】 043-307-9003

【メール】 chiba-ninsho@tobutoptours.co.jp

【FAX】 043-307-9004

【郵送先】 〒260-0028 千葉市中央区新町 18-10 千葉第一生命ビル3階

【受付時間】 午前10時から午後6時まで（土・日・祝日を除く）

※認証基準、補助制度等の詳細は、下記URLを御確認ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/keishi/inshoku-taisaku/inshoku-ninsho-all.html>

(2) 基本対策確認店

①基本的感染防止対策の確認

県では、飲食店の基本的な感染防止対策について、見回り調査として、現地を訪問の上、チェックリストに基づき確認してきました。確認済みであることが飲食店を利用される方にもわかるように、再度の見回り調査により、基本的な事項の確認を行い、後日、基本対策確認店のステッカーを送付するとともに、県のホームページにおいても店舗一覧の掲載を行います。

②主な確認項目

(ア)アクリル板等の設置（又は座席の間隔の確保）、(イ)手指消毒の徹底

(ウ)食事中以外のマスク着用の推奨、(エ)換気の徹底

お問い合わせ先

専用窓口 千葉県飲食店調査事務局

【電話番号】 ①047-703-7127

(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市)

②043-239-6236

(上記以外の市町村)

【受付時間】 午前10時から午後6時まで（土・日・祝日を除く）

8. 感染防止対策をしたい

(2) 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」適用店舗の登録制度 [県]

現在、飲食店等の利用においては人数制限がありませんが、今後、緊急事態措置区域やまん延防止等重点措置区域に指定された場合、また、感染拡大の傾向がみられる場合には、再び人数制限等の行動制限が要請されることとなります。その場合、第三者認証を取得した飲食店（認証店及び確認店）においては、「ワクチン・検査パッケージ」制度を適用することにより、5人以上での会食やカラオケ設備の提供が可能となります。

この「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用にあたっては、事前に千葉県への登録が必要となりますので、登録方法等について、お知らせします。

※国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」において「ワクチン・検査パッケージ」制度については当面適用しないこととされていること、また、令和4年3月21日をもって本県のまん延防止等重点措置が解除されていることから、現在、本制度の適用はありません。

※なお引き続き、適用店舗の事前登録は可能です。

「ワクチン・検査パッケージ」制度について

(1) 制度の概要

飲食店等の事業者が、利用者のワクチン接種歴又はPCR等検査の検査結果の陰性のいずれかを確認することにより、感染リスクを低減させ、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置等において要請される行動制限を緩和する制度です。

「ワクチン・検査パッケージ」の実施により行動制限の緩和の適用を受けようとする事業者は、事前に千葉県に登録する必要があります。

(2) 飲食店等における「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用による行動制限の緩和の内容

- ・緊急事態宣言やまん延防止等重点措置のほか感染拡大の傾向が見られる場合において要請される人数制限（同一グループ・同一テーブルでの5人以上の会食を避けること）が緩和され、同一グループ・同一テーブル5人以上の会食が可能となります。

※同一グループ・同一テーブル4人以内での会食の場合は、ワクチン接種歴等の確認は不要です。

- ・緊急事態宣言時において課されるカラオケ設備の提供禁止が緩和され、収容率の上限を50%としつつ、カラオケ設備の提供が可能となります。

※上記の適用を受ける場合は、入店者全員の接種歴等の確認が必要です。

登録の対象となる店舗

以下のいずれかに該当する店舗

- ・千葉県飲食店感染防止対策認証事業認証店（認証店）
- ・千葉県飲食店感染防止基本対策確認店（確認店）
- ・食品衛生法に基づく飲食店等営業許可を受けていないカラオケ店

(次ページに続く)

登録申請方法

- ・原則、電子申請により受付します。(郵送申請も可)
【電子申請フォーム】 <https://www.chiba-inshoku-ninsho.jp/vaccination>



【郵送先】 〒260 - 0028

千葉県千葉市中央区新町18-10 千葉第一生命ビル3階

※申請書様式は【電子申請フォーム】からダウンロードしてください。

- ・登録後、登録が完了した旨の通知及びステッカーをダウンロードするリンクをメールで送付します。
- ・ステッカーについては、ダウンロードの上、店舗の外から見える位置に掲示してください。
※行動制限がかかっている場合のみ、掲示してください。
- ・また、千葉県HPに「ワクチン・検査パッケージ」制度登録店として掲載します。



受付開始日時

令和3年12月13日(月) 午前9時から

お問い合わせ先

千葉県ワクチン・検査パッケージ飲食店登録事務局

【受付時間】

10:00～18:00(土日祝日除く)

【電話番号】

050-3358-6537

(参考1)「ワクチン・検査パッケージ」におけるワクチン接種歴・検査結果の確認内容

(1) ワクチン接種歴

予防接種済証等により、利用者が2回接種を完了していること、2回目接種日から14日以上経過していることを確認する(予防接種済証等を撮影した画像や写し等の確認でも可)。別途、身分証明書等により本人確認も行う。

(2) PCR検査等・抗原定性検査の検査結果

県に登録した薬局、検査機関、医療機関等が発行した結果通知書等により、利用者の検査結果が陰性であることを確認する。別途、身分証明書等により本人確認も行う。

※検査結果の有効期限

- ・PCR検査等の場合：検体採取日より3日以内
- ・抗原定性検査の場合：検査日より1日以内

(参考2) 登録申請時点で認証店又は確認店になっていない場合

「ワクチン・検査パッケージ」制度の適用を希望するものの、認証店又は確認店になっていない飲食店等については、以下の事務局までお問合せください。

・認証店

千葉県飲食店認証事務局：043-307-9003

【受付時間】 10:00～18:00(土日祝日除く)

・確認店

千葉県飲食店調査事務局

【受付時間】 10:00～18:00(土日祝日除く)

①047-703-7127

(市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、成田市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、印西市、白井市)

②043-239-6236(上記以外の市町村)

9. 需要が低迷した食材の消費拡大を図りたい

(1) 千葉県フェアの実施 [県]

「ちばと一緒に！～まごころのチカラ～」の合言葉の下、県産農林水産物の販売促進に取り組んでくださる量販店やレストラン等の各種企業・団体の皆様に、のぼりや販促資材等を提供しています。

【販促資材の一例】

○ ポスター



○ スイングポップ



※販促資材一覧や申し込み方法等の詳細は下記 URL もしくは 2次元コードを参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ryuhan/pbmgm/norin/torikumi/hanbai/tool.html>

お問い合わせ先

農林水産部流通販売課販売・輸出促進室
【電話番号】 043-223-3085



10. 観光客・消費者を誘致したい

(1) 千葉とく旅キャンペーン [県]

千葉県民および関東ブロックの方を対象として、旅行商品や宿泊商品の割引に加え、宿泊及び日帰り旅行をされた方にクーポン券をプレゼントする「千葉とく旅キャンペーン」を実施しています。

対象者

千葉県・茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・神奈川県・山梨県に在住のみなさま

※東京都については、調整中です。

事業内容

優待内容

①旅行商品・宿泊商品の割引

ツアー代金・宿泊料金 (税込)	割引額
1人(1泊) 当たり 10,000円以上	5,000円
1人(1泊) 当たり 6,000円以上 10,000円未満	3,000円

※ただし、同一宿泊施設での利用は、3連泊までとなります。

※日帰り旅行については、旅行会社が販売する旅行商品が対象となります。

②クーポン券のプレゼント

本キャンペーンを利用して、宿泊及び日帰り旅行をした場合は、1人1泊あたり2千円分のクーポン券(日帰り旅行の場合は1人あたり)をプレゼントします。

※利用期間は、旅行期間中

キャンペーン期間

令和4年1月6日(木)～8月31日(水) 宿泊分(9月1日(木)チェックアウトまで)

※期限前であっても、予算が無くなり次第終了します。

主な利用条件

本キャンペーンを利用するには、ワクチン3回接種済又はPCR検査等の結果が陰性であることが必要です。

- ・県内の自治体などが実施する他の優待との併用可能 (GoTo トラベルは併用不可)

(次ページに続く)

お問い合わせ先

「千葉とく旅キャンペーン」運営事務局 コールセンター

【電話番号】 0570-077-782

【受付時間】 午前9時から午後6時まで（土・日・祝日含む）

【E-mail】 chibatokutabi-cpn@bsec.jp

【ホームページ】 <https://chibatokutabi-cpn.com>



10. 観光客・消費者を誘致したい

(2) G o T o トラベル [国]

国は、国内旅行を対象に、宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額を支援します。
支援額のうち、7割が旅行代金の割引に、3割が旅行先で使える地域共通クーポンとして付与されます。

※本事業は、当面の間、全国で一時停止する措置が取られています。

詳細は、下記のG o T oトラベル事務局サイトをご覧ください。

対象者

- 旅行代金の割引： 旅行会社、宿泊事業者
- 地域共通クーポン： 土産物店、飲食店、観光施設、アクティビティ、交通機関など
※対象とならない商品があります（税金、電気料金、金券、宿泊代金等）

事業内容

支援額

宿泊・日帰り旅行代金の1/2相当額

〔 支援額のうち7割・・・旅行代金の割引
支援額のうち3割・・・地域共通クーポン 〕

支援額の上限

宿泊旅行：一人一泊あたり2万円、日帰り旅行：一人1万円

事業への参加方法

G o T oトラベル事業者向け申請サイト又は郵送にて申請

※ 参加する事業者には、感染拡大防止策の実施が求められている。

お問い合わせ先

G o T oトラベル事務局 <https://biz.goto.jata-net.or.jp/>

【電話番号】 0570-017-345

【受付時間】 午前10時から午後7時まで（土・日・祝日含む）

10. 観光客・消費者を誘致したい

(3) がんばろう！商店街事業（旧G○T○商店街）[国]

地域を再活性化し、ウィズコロナの状況に対応していくために商店街等が行うイベントやプロモーション、新たな商材の開発などについて、国が事業実施を支援します。

対象者

商店街等（中小小売業・サービス業のグループ等）

※商店街、飲食店街、温泉組合等

事業内容

事業内容

○商店街イベント、プロモーション制作、新たな商材の開発 等

※「期間・時間・場所」の分散化に係る取組に加点措置を実施

上限額

① 1者による単独申請

1申請当たり400万円上限（200万円まで定額支援）

② 2者連携による申請

1申請当たり800万円上限（300万円まで定額支援）

③ 3者以上の連携による支援

1申請当たり1,050万円上限（500万円まで定額支援）

※定額を超えた額については、商店街等が1/2を自己負担

※ワクチン・検査パッケージの導入に伴う費用を支援対象に追加

事業募集期間

感染状況等を踏まえ調整中

お問い合わせ先

中小企業庁商業課 【電話番号】03-3501-1929

10. 観光客・消費者を誘致したい

(4) イベントワクワク割 [国]

国は、消費者が安心してイベントに参加できる環境を醸成することで、新型コロナウイルス感染症によって甚大な影響を受けたイベント業界における需要を喚起するため、ワクチン接種歴又はPCR検査等の検査結果が陰性であることを確認することを条件に（オンラインによる参加は除く）、キャンペーン期間中のイベント・エンターテインメントのチケットを購入した消費者に対し、2割相当分の割引等を実施します。

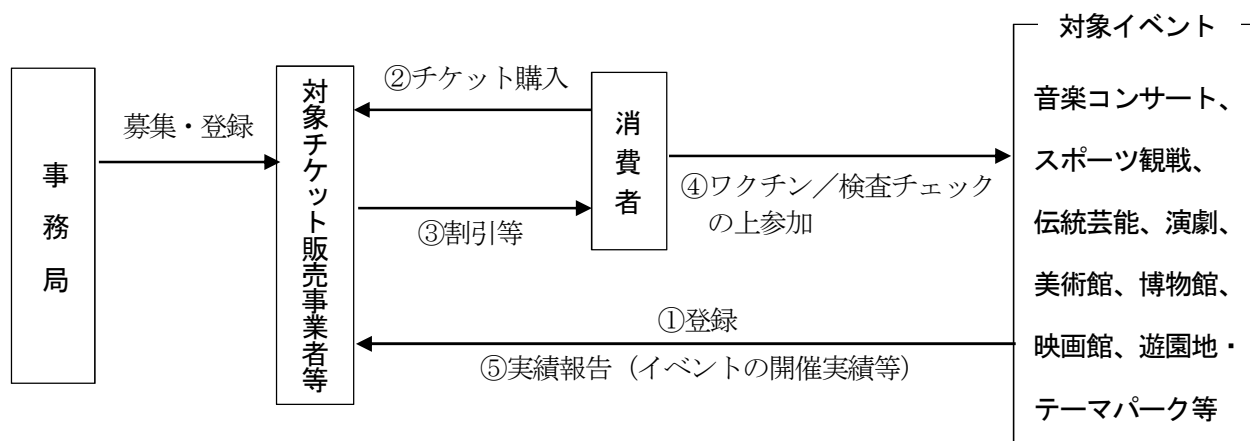
※開始時期及びキャンペーン期間は、現時点では未定です。

令和3年12月に公募要領を公開していますが、割引の要件である「ワクチン接種歴」の考え方については、キャンペーン実施時点での新型コロナウイルス感染症対策分科会等の専門家の議論等を踏まえた運用をすることとしています。

詳細は、下記の公式サイトをご覧ください。

支援内容

全国のコンサート・展覧会・観劇・スポーツ観戦などのイベントを対象に、消費者がイベントワクワク割に参加する販売会社からチケットを購入すると、チケットの割引等の特典が受けられます。（フィジカルに開催されるイベントは、イベント参加者の接種証明書等、又はPCR検査等の陰性の検査結果が確認できることが割引の条件となります。）



お問い合わせ先

主催者・イベント参加者 窓口 【電話番号】 0570-005-272

(IP 電話等からの問合せ先) 03-6704-4105

※平日 8時30分～17時30分、土日祝 10時～19時

チケット販売事業者等専用窓口 【電話番号】 03-6384-5343

※平日 10時～17時 (土日祝日を除く)

【公式サイト】 <https://wakuwari.go.jp/>

1 1. 新しい生活様式に向けて投資したい

(1) ~ (4) 生産性革命推進事業 [国]

国は、「ものづくり・商業・サービス補助」「持続化補助」「IT導入補助」「事業承継・引継ぎ補助」について、生産性向上や販路開拓、事業承継などに取り組む中小企業者を支援しています。

対象者

中小企業・小規模事業者等

支援内容

①ものづくり補助金 (ものづくり・商業・サービス補助金)

- ・ 新製品・サービス・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援

申請類型	補助上限額	補助率
通常枠	750万円~1,250万円 (従業員規模により異なる)	1/2 (※小規模事業者等は 2/3)
回復型賃上げ・ 雇用拡大枠		2/3
デジタル枠		
グリーン枠	1,000万円~2,000万円 (※同上)	

応募締切: 令和4年8月18日(木) 17時(11次締切)

②持続化補助金 応募締切: 令和4年9月20日(火)(第9回締切)

- ・ 小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓等の取組を支援

【一般型】 補助上限: 50万円 補助率: 2/3

【特別枠】 (成長・分配強化枠) 補助上限: 200万円 補助率: 2/3*

(※賃金引上げ枠の赤字事業者は3/4)

(新陳代謝枠) 補助上限: 200万円 補助率: 2/3

(インボイス枠) 補助上限: 100万円 補助率: 2/3

③IT導入補助金 応募締切: 令和4年8月8日(月)17時(予定)

(通常枠4次・デジタル化基盤導入類型8次)

- ・ ITツール導入(導入時のハードウェア含む)による業務効率化等を支援

【通常枠】 ITツール 補助上限: 30~450万円 補助率: 1/2

【デジタル化基盤導入類型】 ITツール 補助上限: 5~350万円 補助率: 3/4~2/3

ハードウェア(PC・レジ等) 補助上限: 10万円(レジ等20万円) 補助率: 1/2

(次のページに続く)

③ **事業承継・引継ぎ補助金(令和3年度補正予算分)**

※第2回公募の申請受付期間は7月27日～9月2日

・ **経営革新事業**

事業承継・M&A後の経営革新(設備投資・販路開拓等)に係る費用を補助。

【創業支援型】【経営者交代型】【M&A型】

・補助上限:600万円(※生産性向上要件を満たさない場合は400万円)

・補助率:1/2～2/3

・ **専門家活用事業**

M&A時の専門家活用に係る費用(ファイナンシャルアドバイザー(FA)や仲介に係る費用、デューデリジェンス、セカンドオピニオン、表明保証保険料等)を補助。

【買い手支援型】【売り手支援型】

・補助上限:600万円(※M&Aが未成約の場合は300万円)

・補助率:2/3

・ **廃業・再チャレンジ事業**

事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用(原状回復費・在庫処分費等)を補助。

・補助上限:150万円 ・補助率:2/3

※令和4年度当初予算分については、7月25日～8月15日申請受付予定。

なお、令和3年度補正予算分とは、補助対象者や補助事業の要件等が異なりますので、ご注意ください。詳細は「事業承継・引継ぎ補助金」のWebサイトをご覧ください。

・令和3年度補正予算分(<https://jsh.go.jp/r3h/>)

・令和4年度当初予算分(<https://jsh.go.jp/r4/>)

お問い合わせ先

中小機構・生産性革命推進事業ポータルサイト

<https://seisansei.smrj.go.jp>

1 1. 新しい生活様式に向けて投資したい

(5) 中小企業等事業再構築促進事業 [国]

新分野展開や業態転換、事業・業種転換等の取組、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。

※第7回公募に係る申請の受付は、令和4年7月1日から9月30日までです。

対象者

以下の要件を全て満たす中小企業等（通常枠）

- (1) 2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計売上高が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していること。

※上記を満たさない場合には、次の項目を満たすことでも申請可能。

2020年4月以降の連続する6か月間のうち、任意の3か月の合計付加価値額が、コロナ以前（2019年又は2020年1月～3月）の同3か月の合計付加価値額と比較して15%以上減少していること。

- (2) 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む。
- (3) 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加、又は従業員一人当たり付加価値額の年率平均3.0%（一部5.0%）以上増加の達成。

支援内容

◎ 通常枠

補助額：（従業員20人以下）100万円～2,000万円
（従業員21人から50人）100万円～4,000万円
（従業員51人から100人）100万円～6,000万円
（従業員101人以上）100万円～8,000万円

補助率：中小企業2/3（6,000万円を超える分は1/2）、中堅企業1/2（4,000万円を超える分は1/3）

◎ 回復・再生応援枠

新型コロナウイルスの影響を受け、引き続き業況が厳しい事業者や事業再生に取り組む事業者に対する事業再構築の支援を行う。

対象者の要件（1）～（3）を満たし、かつ以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと。

（ア）2021年10月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年同月比で30%以上減少していること（※売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可）。

（イ）中小企業活性化協議会等から支援を受け再生計画等を策定していること。

補助額：（従業員数5人以下）100万円～500万円
（従業員数6～20人）100万円～1,000万円
（従業員数21人以上）100万円～1,500万円

補助率：中小企業3/4、中堅企業2/3

◎ 最低賃金枠

最低賃金引上げの影響を受け、特に業況の厳しい事業者に対する支援を行う。

対象者の要件（1）～（3）を満たし、かつ以下の（ア）又は（イ）のいずれかの要件を満たすこと。

（ア）2020年10月から2021年6月までの間で、3か月以上最低賃金 + 30円以内で雇用している従業員が全従業員数の10%以上いること。（次ページに続く）

(イ) 2020年4月以降のいずれかの月の売上高が対前年又は前々年の同月比で30%以上減少していること(※売上高の減少に代えて、付加価値額の45%の減少でも可)。

補助額：(従業員数5人以下) 100万円～500万円
(従業員数6～20人) 100万円～1,000万円
(従業員数21人以上) 100万円～1,500万円

補助率：中小企業3/4、中堅企業2/3

◎ 大規模賃金引上枠

多くの従業員を雇用しながら、継続的な賃金引上げに取り組むとともに、従業員を増やして生産性を向上させる事業者に対する支援を行う。

対象者の要件(1)～(3)を満たし、かつ補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、事業場内最低賃金を年額45円以上の水準で引き上げること及び補助事業実施期間の終了時点を含む事業年度から3～5年の事業計画期間終了までの間、従業員数を年率平均1.5%以上(初年度は1.0%以上)増員させること。

補助額：従業員数101人以上：8,000万円～1億円

補助率：中小企業2/3(6,000万円超は1/2)、中堅企業1/2(4,000万円超は1/3)

◎ グリーン成長枠

グリーン分野での事業再構築を通じて高い成長を目指す事業者に対する支援。

以下の要件(ア)～(ウ)をすべて満たすこと。(売上高の減少は求めない。)

(ア) 事業計画を認定経営革新等支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組むこと。

(イ) 補助事業終了後3～5年で付加価値額の年率平均5.0%以上増加又は従業員一人当たりの付加価値額の年率平均5.0%以上増加を達成すること。

(ウ) グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組であって、その取組に関連する2年以上の研究開発・技術開発又は従業員の一定割合以上に対する人材育成をあわせて行うこと。

補助額：中小企業：100万円～1億円

中堅企業：100万円～1.5億円

補助率：中小企業1/2、中堅企業1/3

◎ 緊急対策枠(第7回公募から受付開始)

原油価格物価高騰等の、予期せぬ経済環境の変化の影響を受けている事業者に対する支援。

対象者の要件(1)～(3)を満たし、かつ足許で原油価格・物価高騰等の経済環境の変化の影響を受けたことにより、2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高が、2019年～2021年の同3か月の合計売上高と比較して10%以上減少していることなど。また、新型コロナウイルス感染症によって影響を受けていること。

補助額：(従業員5人以下) 100万円～1,000万円

(従業員6人から20人) 100万円～2,000万円

(従業員21人から50人) 100万円～3,000万円

(従業員51人以上) 100万円～4,000万円

補助率：中小企業3/4(一部2/3)、中堅企業2/3(一部1/2)

お問い合わせ先

事業再構築補助金事務局コールセンター

TEL：0570-012-088

03-4216-4080 (IP電話等)

(受付時間：9時～18時(日祝日を除く))

※詳細は事業再構築補助金事務局ホームページをご確認ください。

<https://jigyousaikouchiku.go.jp/>

1 1. 新しい生活様式に向けて投資したい

(6) 省エネ・再エネ型事業再構築・設備投資支援事業 [県]

県内中小企業等が行う省エネルギーや再生可能エネルギーを促進する設備投資などに対し、新たに助成します。

(6)-1 ちば事業再構築チャレンジ補助金事業

中小企業者等が取り組む、新分野参入や、業種・業態転換等の事業再構築であって、省エネルギーの促進や再生可能エネルギーの活用等に資するものに対して助成する。

① 上乗せ助成

国の事業再構築補助金の採択事業者のうち、一定の条件を満たす者に対し、国庫補助対象経費の自己負担分を補助。

[補助率] 補助対象経費の1/12以内

[補助上限額] 5,000千円

[主な審査要件] 以下のi～iiiを全て満たすこと。

- i 国の事業再構築補助金（第5回・第6回公募分）の採択を受けたこと。
- ii 事業の実施により、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入・エネルギー転換の促進に繋がること。
- iii 令和5年3月31日までに事業を完了すること。

② 県独自の助成

国の事業再構築補助金に採択されていない事業者のうち、事業再構築の取組を行う一定の条件を満たす者に対し、その取組に要する経費を補助。

[補助率] 補助対象経費の3/4以内

[補助上限額] 10,000千円（下限：1,000千円）

[主な審査要件] 以下のi～iiiを全て満たすこと。

- i 事業再構築のための事業計画を策定・提出すること。
- ii 事業の実施により、省エネルギー化や再生可能エネルギー導入・エネルギー転換の促進に繋がること。
- iii 令和5年3月31日までに事業を完了すること。 （次ページに続く）

登録申請方法

- ・原則オンライン申請(オンライン申請が困難な場合郵送での申請も受け付けます。)
- ・令和4年8月5日(金)受付開始

専用ポータルサイト

【名称】 ちば事業再構築チャレンジ補助金事業 ポータルサイト

【アドレス】 <https://chiba-saikouchiku.jp>

お問い合わせ先

ちば事業再構築チャレンジ補助金コールセンター

【電話番号】 050-3183-6212

【受付時間】 午前9時30分から午後5時30分まで(土・日・祝含む)

(6)-2 生産性向上のための設備投資補助事業

国のものづくり補助金を活用した省エネ・再エネ促進に資する設備等の導入に対し助成する。 ※申請受付時期・問い合わせ先等の詳細は今後公表予定

[補助率] 総事業費の1/12以内

[補助上限額] 2,500千円

(6)-3 脱炭素化促進緊急対策事業補助金

省エネ・再エネ促進に資する設備等の導入、電気自動車の購入等を助成する。

対象者

県内で事業を行う中小企業者等(中小企業・個人事業者・NPO法人・組合等)

※(交付決定時点までに)「CO2CO2(コツコツ)スマート宣言事業所登録制度」に登録していることが必要

支援内容

【対象事業】

対象事業	補助率等	設備例
蓄電池の設置	補助対象経費の2/3以内	—
省エネルギーの促進	※太陽光発電設備、V2H充放電設備等の設置について、国の補	LED照明、高効率空調設備

未利用エネルギーの利用促進	助を受けている場合、当該額から控除。 その他について、国の補助を受けている場合は対象外。	工場廃熱等利用設備
C02 以外の温室効果ガス削減対策		省エネ型自然冷媒機器
再生可能エネルギーの利用促進		太陽光発電設備（出力10kW以上）
電気自動車等の普及促進	V2H 充放電設備等の設置	V2H 充放電設備、外部給電器
	EV、PHV、FCV の導入	国の補助金額の 1/2 以内
		EV、PHV、FCV

【申請受付期間】

（省エネ設備等の導入等をする場合）

- ・令和4年7月1日（金）～12月28日（水）[予定]

（EV、PHV、FCVを導入する場合）

- ・令和4年7月1日（金）～令和5年3月1日（水）[予定]

※申請受付期間内であっても、予算がなくなり次第終了

【補助上限額】

- ・1事業所当たり 1,000 万円

（次ページに続く）

お問い合わせ先

環境生活部 温暖化対策推進課 企画調整班

【電話番号】 043-223-4645

<https://www.pref.chiba.lg.jp/ontai/hojo/cn-hojo-index.html>



【活用事例】

- ①新ビジネスのため、駅前で経営するウィークリーマンションをテレワークスペース等に改装し、省エネ型のオフィス機器を導入。（ちば事業再構築チャレンジ補助金事業）
- ②極めて高い精度の加工を受注する機会が増えた金属加工業者などが、生産性向上のため、老朽化した機械を省エネ型の最新機器に更新する。（生産性向上のための設備投資補助事業）
- ③光熱費の負担軽減とともに温室効果ガスの削減にもつながる、高効率エアコン（省エネ）や太陽光発電設備（再エネ設備）を導入。（脱炭素化促進緊急対策事業補助金）
など

14. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい

(1) ちばのキラリ商品支援事業 [県]

県産農林水産物などの地域資源を活用した商品の開発や販売展開を支援します。

対象者

地域資源の活用により商品開発を行っている（検討している）県内中小企業者、県内中小企業者と農林漁業者による連携体（農商工連携）

支援内容

- (1) ニーズに合わせた商品開発・改良を行うための商談会
県産農林水産物の加工や商品化のニーズを有する農林漁業者や観光宿泊施設、道の駅等の各種事業者と連携して商品の開発・改良に取り組むきっかけとなるよう、商談会（マッチングイベント）を開催します。
- (2) 地域連携コーディネーターの配置等
マッチングイベントに向けてのアドバイスや開催後のフォローアップのほか、地域内の連携を促進し、地域のブランド力を強化するためのワークショップや個別のマッチング等に対応できる体制を整備します。
- (3) 県内外でのテストマーケティング
商品の認知度向上を図るとともに、販売実績や消費者の声を事業者にフィードバックし、更なる商品開発や販売戦略の見直しにつなげるための販売イベント等（テストマーケティング）を行います。
- (4) テストマーケティングに付随するコンサルティング
テストマーケティングと併せ、事前研修、実施後のフィードバックを踏まえた商品のブラッシュアップ、営業ツール（商品プロフィールシート）の作成等のコンサルティング支援を行います。

お問い合わせ先

商工労働部産業振興課ライフサイエンス産業振興室

【電話番号】 043-223-2778

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/renkei/chiikishigen/kirari.html>

1 4. 地域資源を活用して、地域活性化につなげたい

(2) 「ちばのキラリ」ロゴマーク [県]

県産農林水産物などの地域資源を活用した商品のPRに、無料でお使いいただけるロゴマークです（事前のお申し込みが必要です）。

対象者

県内に事業所がある中小企業等

対象商品

県内に事業所がある中小企業等が製造又は販売する商品であって、地域の特性や資源を活用するもの

使用用途

商品の包装、販促品、ホームページ等への使用

使用料

無料

※手続き等の詳細については、
下記 URL もしくは2次元コードをご参照ください。
ロゴマークを使用した商品の一覧もご覧いただけます。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/sanshin/renkei/chikishigen/logo.html>

お問い合わせ先

商工労働部産業振興課ライフサイエンス産業振興室

【電話番号】 043-223-2725



「ちばのキラリ」ロゴマーク



※ご登録いただいた事業者の皆様
に卓上のぼりやスイングポップなどの
販促品の配布も行っています。



(参考) 受付等が終了した事業一覧

項目番号	項目	概要
2 (1)	事業復活支援金 [国]	新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者に対して、事業規模に応じた給付金を支給。
2 (2)	月次支援金 [国]	緊急事態宣言又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中小法人等・個人事業主等に対して支援金を支給。
2 (3)	千葉県中小企業等事業継続支援金 [県]	新型コロナウイルス感染症の影響により、売上が大幅に減少している中小企業者等に対して、事業の継続・立て直しのための取組を支援するため、幅広く支援金を支給。 また、特に大きな影響を受けている酒類販売事業者に対して、支援金を上乗せして支給。
2 (4)	飲食店に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第1～17弾) [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、県内全域の「飲食店」「遊興施設のうち食品衛生法における飲食店営業の許可を受けている店舗」について、営業時間の短縮等の要請に応じた事業者等に協力金を支給。
2 (5)	大規模施設・テナント等に対する千葉県感染拡大防止対策協力金 (第1～6回) [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、まん延防止等重点措置区域内における、床面積が1000㎡を超える施設(大規模施設等)及び当該施設の一部を賃借するテナント・出店者等に対して、協力金を支給。
2 (6)	高収益作物次期作支援交付金 (第4次公募分) [国]	国は、令和3年1月から3月に発令された緊急事態宣言に伴う影響により売上減少の影響を受けた高収益作物について、次期作に前向きに取り組む生産者の皆様を支援。
2 (7)	生産活動活性化支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が大きく減少している就労継続支援事業所の再起に向けて必要となる費用を助成。

項目番号	項目	概要
2 (8)	千葉県中小企業再建支援金 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が大きく減少している中小企業等が行う、感染症予防対策などを総合的に支援するため、支援金を給付。
2 (9)	農業労働力確保のための緊急支援事業 [県]	感染拡大の影響などにより農業の人手不足が深刻化していることから、多様な人材の援農や就農を促進するため、研修の際に必要な農業用機械等の導入を支援。
2 (10)	持続化給付金 [国]	国は、感染症拡大により売上高が大きく減少した事業者に対して、事業の継続を支え、再起の糧としていただくため、事業全般に広く使える給付金を支給。
2 (11)	家賃支援給付金 [国]	国は、売上の急減に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃（賃料）の負担軽減を目的として、テナント事業者に対して給付金を支給。
2 (12)	一時支援金 [国]	緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や、不要不急の外出・移動の自粛により影響を受け、売上が減少した中堅・中小事業者に対して支援金を支給。
4 (11)	新型コロナウイルス感染症対応特別資金 [県]	新型コロナウイルス感染症の拡大により、売上が減少している中小企業者等の円滑な資金調達を支援するための実質無利子・無担保・元金据置最大5年間の融資。
8 (3)	宿泊事業者による感染防止対策等支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により旅行需要が落ち込んでいる中、宿泊事業者が行う感染防止対策に取り組むための経費を支援。

項目番号	項目	概要
8 (4)	令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金 [国]	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用負担を支援。
8 (5)	医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業 [県]	新型コロナウイルス感染症の院内等での感染拡大を防ぐ取組を行う医療機関・薬局等に対して、感染拡大防止対策や診療体制確保などに要する費用負担を支援。
8 (6)	感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援事業 [県]	感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要な経費を支援。
8 (7)	介護サービス事業所における環境整備への助成事業 [県]	感染症対策を徹底した上での介護サービスを提供するために必要な経費を支援。
8 (8)	障害福祉サービス施設・事業所等における感染対策徹底支援事業 [県]	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援。
8 (9)	在宅サービス事業所、計画相談支援事業所及び障害児相談支援事業所における感染症対策徹底に向けた環境整備への助成事業（事業者支援） [県]	感染症対策を徹底した上での障害福祉サービスを提供するために必要な経費を支援。
8 (10)	地域公共交通臨時支援事業 [県]	地域公共交通事業者が行う車両消毒などの感染予防対策の取組を支援するため、臨時支援金を支給。

項目番号	項目	概要
8 (1 1)	地域公共交通感染防止対策補助事業 [県]	地域公共交通事業者が行う感染防止対策設備の導入等に係る費用を支援。
8 (1 2)	地域公共交通感染防止対策事業支援金 [県]	地域公共交通事業者が行う車両消毒などの感染予防対策の取組を支援するため、臨時支援金を支給。
9 (2)	千葉県農林水産物販売緊急対策協議会の取組 [県]	需要が低迷している県産農林水産物の需要回復を図るため、県及び県域の農林水産関係団体で構成する協議会を立ち上げ、品目横断的な販路開拓等を実施。具体的な取組内容については、協議会の構成団体が企画立案し、決定・実行。
9 (3)	直売所フェアの開催 [県]	県内農林水産物直売所の新たな利用客の獲得及び認知度向上を推進することにより、今後の売り上げ増加につなげるため、フェア参加直売所が連携したオンラインでのキャンペーンを実施。
9 (4)	#食べて応援！#買って応援！千葉県産米プレゼントキャンペーン [県]	新型コロナウイルス感染症の影響により、需要が落ち込んだ県産米の消費拡大を図るため、県内宿泊客や県産品をお取り寄せいただいた方などを対象に、合計 10,000 名に、米新品種「粒すけ」5kg と風味豊かな千葉海苔をセットでプレゼントするキャンペーンを実施。
9 (5)	水産物販売促進緊急対策事業 [県]	新型コロナウイルスの影響を受け、需要が低迷している水産物を学校給食の食材として提供することで、増えすぎた在庫の解消と価格の回復を図りました。
9 (6)	和牛肉等販売促進緊急対策事業 [県]	新型コロナウイルスの影響を受け、需要が低迷している和牛肉等を学校給食の食材として提供することで、増えすぎた在庫の解消と価格の回復を図りました。

項目番号	項目	概要
10(5)	みんなで元気に！ちばの「おもてなし」提供事業 [県]	落ち込んだ地域産業の振興を図るため、本県の宿泊施設利用者に、地域と宿泊施設が協力して行う、その地域ならではの“おもてなし”を提供する取組を支援しました。
10(6)	サンキューちばフリー切符販売事業 [県]	千葉県とJR東日本千葉支社が連携して、県内のJR線と一部の鉄道、路線バス、フェリーが2日間乗り放題になるお得なフリーパスを令和4年1月4日から1月14日まで販売しました。
10(7)	「ディスカバー千葉」宿泊者優待キャンペーン [県]	抽選で当選した方が県内のキャンペーン参画宿泊施設に宿泊すると、1人あたり最大5千円をキャッシュバックするキャンペーンを実施し、宿泊需要喚起を図りました。
10(8)	Go To イート [国]	売上減少に苦しむ飲食業界を支援するため、県内の飲食店でお得に使えるプレミアム付き食事券発行等を行いました。
10(9)	Go To イベント [国]	イベント関連のチケット等を購入する際、チケットの割引やクーポンを消費者に付与することで、新型コロナウイルス感染症の拡大により甚大な影響を受けている文化芸術やスポーツに関するイベントの需要喚起を行いました。
11(7)	中小企業コロナ対策事業再構築等支援事業 [県]	ポストコロナ時代における事業再構築など意欲ある企業の挑戦を支援するため、経験豊富な専門家を、無料で最大10日間まで派遣しました。

項目番号	項目	概要
1 1 (8)	新しい生活様式に向けた設備投資補助事業 [県]	新しい生活様式に対応したビジネスを行う際に必要な設備投資を後押しするため、国補助事業への上乘せ助成を行い、ワンストップ窓口を設置して国補助事業への申請手続きを支援しました。
1 1 (9)	経営継続補助金（農林漁業者向け）[国]	新型コロナウイルス感染症の影響を克服するために、感染拡大防止対策を行いつつ、販路回復・開拓や事業継続・転換のための機械・設備の導入や人手不足解消の取組を総合的に支援することによって、地域を支える農林漁業者の経営の継続を図りました。
<u>1 2 (1)</u>	<u>サプライチェーン対策のための国内投資促進事業 [国]</u>	<u>生産拠点の集中度が高い製品・部素材、または国民が健康な生活を営む上で重要な製品・部素材に関し、国内への生産拠点等の整備のための設備導入等を支援。</u>
1 2 (2)	海外サプライチェーン多元化等支援事業 [国]	特にアジア地域における生産拠点の多元化等によるサプライチェーンの強靱化等を目的とし、製造設備の新設・増設に必要な機械装置の購入及び備付け等を支援。
1 2 (3)	輸出用食品の製造施設等整備支援事業 [県]	農林水産物や食品の輸出の回復を図るため、輸出事業者等に対し、輸出用の食品製造に必要な施設や機器の整備に係る経費等を支援。

(参考)「ちばと一緒に！」キャンペーン

県では、コロナウイルスにより影響を受けた、
県内産業の回復等を目指し、県民・企業・行政等が
一体となって推進する「ちばと一緒に！」キャンペーン
を実施しています。

詳しくは県ホームページをご覧ください。

